

「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術費補助金について

世羅町では、「飼い主のいない猫」の増加など地域課題の解決を目的として、「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術費用を補助します。

補助金対象

- ・町内に住所を有する方
- ・住民自治組織等の営利を目的としない町内の団体



受付期間

- ・令和8年4月20日（月）～令和9年2月26日（金）
- ※補助金（予算）には限りがあり、予算額に達した時点で補助を終了します。

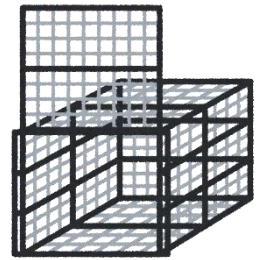
補助対象経費及び補助金額（上限額）

- ・「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術に要する費用 ※耳カットを伴うものに限りです。
- ・メス 25,000円 / オス 15,000円 ※100円未満切捨

～申請の流れ～

①申請者は、「飼い主のいない猫」の手術前に次の書類を世羅町に提出します。

- ・交付申請書
- ・誓約書
- ・対象猫の写真
- ・対象猫の生息区域の位置図（住宅地図等）



世羅町では保護機の貸出も行っています。

②世羅町から交付決定通知を送付します。

③申請者は、動物病院で対象猫に不妊去勢手術を受けさせます。

手術後に次の書類を世羅町に提出します。

- ・実績報告書
- ・動物病院から発行された領収書の写し
- ・不妊去勢手術後の対象猫の写真（耳カットの実施が確認できるもの）

④世羅町から補助金額確定通知を送付します。

⑤申請者は、補助金の交付請求書を世羅町に提出します。

⑥世羅町より指定の口座に補助金を振り込みます。



世羅町ホームページ
様式はこちらからご確認ください。

【お問合せ】 世羅町 町民課 環境整備係 TEL 0847-22-4513 FAX 0847-22-2768
メール kankyo@town.sera.hiroshima.jp